

午前10時00分 開会

【赤嶺委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

日程1 協議事項について（資料1、2）

【赤嶺委員長】 本日の協議事項について事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料1を参照されたい。前回、9月5日の本実行委員会にて、今期の議会改革実行委員会での協議事項中、未協議事項のうち、正副委員長が次回以降の協議事項について作成し、次回以降は上から順番に協議を行っていくので、各会派内で調整し、会派としての考えをまとめた上で出席願いたいと説明されたものである。

なお、一番上の議員報酬の引き上げは、前回の本実行委員会にて取下げと決定したため、その旨を記載している。

資料2を参照されたい。今回の協議事項一覧から資料1の協議事項の掲載順に抜粋したものである。

委員長は、本日は資料1の記載事項について上から順次協議されたいとのことである。

なお、事前に委員長が周知したとおり、各協議に入る前に提案会派から提案理由の説明を行った上で協議に入りたいとのことである。

【赤嶺委員長】 資料1の協議事項は、事務局から説明したとおり、前回各会派に持ち帰りいただき、会派としての考えをまとめた上、出席されたい旨、お願いしている次第である。各項目について、事前に周知したとおり、提案会派から提案理由の説明を行った上で協議に入りたい。

なお、前期からの申し送り事項は、前期に提案された会派より説明されたい。大和正風会の提案は私から説明する予定である。

各項目の協議に入る前に説明をした上で協議に入るか、先に全て一括で説明を行った上で協議に臨むか、意見があれば伺いたい。

【石田委員】 項目ごとに説明された上で協議されたい。

【赤嶺委員長】 各項目の協議に入る前に提案理由の説明を求める形で進行する。

協議事項一覧、資料1の順に協議に入る。

56番、討論時間の変更について公明党より説明されたい。

【鳥渕委員】 議員がノ一原稿でだらだら討論してもしようがない。原稿の有無はさておき、15分なり20分に収められたい。5分、10分では、予算・決算の審議の際はハーダルが高いことを踏まえ、長くても15分なり20分程度としてはいかがか。

【赤嶺委員長】 9番、発言の整理について自民党・新政クラブより説明されたい。

【中村委員】 討論は10分以内とし、議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わないこととしたい。

【赤嶺委員長】 14番、再質問の回数制限について虹の会より説明されたい。

【石田委員】 4回までよしとする、一般質問最後の質問後に登壇して意見を述べることを認めるとされたい。

【赤嶺委員長】 まず、討論時間の変更について協議されたい。

これまで議会運営委員会等で話し合われた内容について事務局に確認したい。

【議事係長】 現行の申合せ決定事項は、平成28年9月20日の議会運営委員会にて、討論は良識の範囲内で行う旨、決定されている。本件は、前段の議会改革実行委員会で協議の上、議会運営委員会で最終決定したものである。具体的な時間等、いろいろ出た中、最終的には良識の範囲内で行うとされた。以降、良識の範囲内で行われてきたが、3年ほど前の令和4年11月18日の議会運営委員会にて、直近の9月定例会最終日で討論時間に20分程度要した会派が3会派あったことから、委員より、良識の範囲内とされているにもかかわらず、少し長くなっているのではないか、仮に全会派が20分討論したら何時間になるのかとの提起があり、再度議論されている。その際も、10分、15分に制限するとの声があったが、最終的には良識の範囲内で簡明に実施する旨、再度確認されている。

【赤嶺委員長】 事務局からの説明も踏まえた上で協議に臨まれたい。

【石田委員】 鳥渕委員より、非常に雑駁な討論時間の変更の必要性を挙げられた。ルール変更の際は、立法事実、具体的な課題、必要性を示し、それに対する妥当性を評価しなければ話が進まないので、まずは具体的な課題認識を示されたい。

【鳥渕委員】 さきの9月定例会における決算審査の討論の際、ノ一原稿、多岐にわたる討論でかなりの時間を要した議員がいた。予算・決算の討論といえども、15分なり20分と時間を設定し、その範囲内でまとめて話されるほうが聞いている側も分かりやすいのではないか。

【石田委員】 かなりの時間を要したとはどの程度を指すのか。予算・決算なり条例改正の討論では述べなければいけない点が多岐にわたる場合がある。そのような討論を15分

なり20分にまとめるのは非常に難しい。15分なり20分に収めることで聞きやすくなるの一言で済ませるのはいかがなものか。

【鳥渕委員】 事務局で分かれば、9月定例会で一番長かった討論時間を示されたい。

【議事係長】 事務局の計測において、一般会計決算の討論では20分程度が2回、一番長かったものは22分である。

【鳥渕委員】 各議員で物差しが違う点は理解できるが、本当にそれでよいのか、本委員会で協議すべきではないか。

【石田委員】 それでも現行はかなりタイトに行えているのではないか。そもそも午後5時を大きく回るような本会議が頻回しているかといえば、事務局に聞くまでもなく、否である。議員の仕事は議論を出し尽くすことである。その点が職員の残業等にかなりつながり、コストパフォーマンスとしてどうかをてんびんにかけることはある程度必要と考えるが、そのような現状ではないのに積極的に発言時間を抑えようとする正当性が見えない。

【中村委員】 我が会派も、討論時間の整理について提起している。議員の発言は非常に重要なことで、最大限の配慮が必要である。と同時に、時間は有限であること、各議員の発言機会の尊重も踏まえなくてはいけない。そもそも討論の機会は、本会議だけではなく、各常任委員会の中でも設けられているが、その機会が十分活用されているかといえば否なので、その場でしっかり討論してはどうか。今後の議事録は、要点筆記ではなく、全文でしっかり残る。本会議の予算・決算に対する討論は、個別事業ではなく、総括的なものとするよう分けて考えてはどうか。委員会での討論も含めればかなり発言できるし、仮に10分としたとしても決して短くはないと思う。いろいろな点をバランス的に考えれば、これまでの経緯も含め、一定のルールはつくったほうがよいのではないか。

【町田（浩）委員】 私も含め、たくさんの今期1期生は、良識の範囲内という申合せを受けていないように思う。つまりは、良識の範囲内とする申合せ事項を意識しながら討論していたのか、疑問に思う。

【赤嶺委員長】 既存会派に所属している1期生は、先輩議員による指導が行われていたと思うが、1期生のみの会派もあるので、当該議員に申合せ事項がどのように伝わっていたかは定かでない。

【石田委員】 最長討論時間の話があったが、私の肌感では、90何%の討論は、10分、15分以内で収められていると思う。事務局でそのような数字は持っていないのか。

【事務局次長】 計算しなければ分からないので、数字は持っていない。さきの9月定例

会にて、どの議員が何分、討論したかの一覧は手元にあるが、全部を足し上げ、人数で割った数字はないので、90%の討論が10分、15分以内に収まっているか否かは即答しかねる。

【石田委員】 委員各位は本会議場にいたのだから、胸を張って長い討論が頻発していたとは言えないと思う。また、午後5時を回る本会議が頻回していない事実からも、立法事実がない。立法事実がないのに一生懸命時間を短縮したら、市民、国民から議員はもっと仕事をしろと言われてしまうのではないか。ゆえに、議員定数や議員報酬の減を求めるような意見が出てくる。そのような状況下なのに、発言時間をもっと短くすべきとの議論が起きていることを公にすること自体恥ずかしいし、今しなければならない話なのか。立法事実が明確にされず、聞きづらい、聞いていて分かりづらい等の抽象的な理由で発言時間を制限することはできない。

【町田（浩）委員】 発言時間の長短で仕事をしているか否かを評価するようなニュアンスに思えるが、10分なり15分が申合せ事項として決まっているのなら、その範囲内で原稿なり考え方をまとめて発言することも政治家の資質だと思う。

【赤嶺委員長】 本件は本日初めて協議するわけではない。これまで何度もしてきたにもかかわらず、良識の範囲内という言葉で明確な時間の決定を避けてきた。そのような運用をし続けてきた結果、本日もこのような議論となっている背景を踏まえ、協議されたい。

【堀口委員】 討論の発言時間は10分なり15分と決まっているのか。

【議事係長】 時間としては決まっていない。「良識の範囲内」である。

【堀口委員】 本件は以前より話し合われてきたが、立ち返って、討論とは何なのか、もう少し考える必要があるのではないか。討論とは、本会議場にいる議員各位に会派の意見や考え方を伝えるだけでなく、賛同を得るために使う場であるし、以前の討論時間と比べれば短時間である。職員に残業を強いるような現状が頻発していない限り、時間制限を設けたりして、これ以上短くすべきではないのではないか。我々は言論の府である議会で仕事をしているのだから、しっかりと自分たちの意見を述べ、たとえ意見をたがえたとしても、相互に理解し合うことが大事なので、あえて時間制限を設ける必要はない。

【布瀬委員】 提案会派から10分なり15分との案もあったが、それと20分とはどう違うのか、根拠が述べられていない。時間の感覚は個々人で違うので、中身をより重視すべきと思う。討論は自分の会派の考えを違う会派の方たちに伝えていくものである。個別具体には各委員会で討論すればよいとの発言もあったが、市議会だよりに載せるには本会

議場で会派の意見を述べる必要性もある。なぜ討論に時間制限を設けたいのか、不思議である。繰り返しの討論により午後5時を回る本会議が頻発しているのであれば問題にしてもよいが、そうではない現状で議員が自身の発言に時間制限を設けることは問題だと思う。

【赤嶺委員長】 討論が重要である点は意見の一致を見ているし、討論に時間をかける必要はないと思っている方は誰一人いないと思う。

【堀合委員】 討論に時間制限を設けることについて、納得できる説明はあまりされていない現状と考える。討論時間が長い点を懸念する議論が続いているが、そうは思わない。むしろ長いほうがよいぐらいに考える。討論とは、当該議案に対し、賛成なり、反対なりの結論に至るまでの理由を説明する機会なので、その思考のプロセスはしっかりと市民に開示してしかるべきである。当然長ければ長いほどよく考えられた結論を意味することになるので、20分を超えたら駄目等の議論は、討論の性格上、ふさわしくない。

【赤嶺委員】 提案会派の一人として意見を述べたい。委員各位で物差しも、考え方も違う。となれば、どこではかるのか。今現在は何ではかっているのかといえば、良識という曖昧な物差し、考え方ではかっている。結果、何が起きているか。時間を超えないこともあるが、超えることもある。どういう課題が解消されず、午後5時を超える可能性が高いかといえば恐らく予算・決算議会である。仮に現状8会派が20分の討論を行ったとすれば160分かかる。プラス病院、国保、介護特会その他もろもろの議案で同様な事象が発生した場合、不安が残る点は解消されていないのではないか。とはいって、どの議案に対し、どういった討論をするのかは各議員の自由であり、考え方も各会派で違うので、討論に臨むことを否定するつもりはないし、積極的に発言すべきだとは思うが、良識の範囲内という曖昧な物差しのまま続けていけば、これから先も同じような協議を繰り返し時間をかけて行うことになるのではないか。

時間はそれぞれ平等である。これまではある程度のラインさえも決めてこなかったが、ここまでとするラインはある程度決めておいたほうが今後のためにもよいのではないか。決めた上で、これはおかしい、もっと長くしたいとなれば、再度提案できる機会はあると思う。

【布瀬委員】 現状起きてはいないが、8会派全部が20分以上討論するかもしれない事象を懸念して決めようとしているのか。

【赤嶺委員】 8会派全部が20分以上討論できる環境にあると申している。討論に限ら

ず、良識の範囲内、個々の議員に委ねられている現状とこれまでの経緯を考え、誰に対しても正確な物差しで基準を定める必要があるのではないか。

【石田委員】 その懸念事項が現実となっていないのは、良識の範囲内で行われているからである。私も状況を見て都度加減しているし、皆が最適化に向け努力した結果が現状と思う。良識の範囲内の超過が頻発し、職員の残業代が多々発生し、物すごい人件費がプラスアルファでかかっているのならば、立法事実として扱われるのも分かる。そうではなく、懸念や抽象的な理由で時間制限を設けるのは立法事実に足るものではない。そのようなものがない状況下で時間短縮だけを進めようとするのは、市民からすれば、何とか早く会議を終わらせたいと思っているのではとの疑念を抱かれかねない。緊張感を出す意味から今後も議論するのにはありだが、現時点で合意を図るのは非常に難しいと思う。

【赤嶺委員長】 時間で基準を設けるべきと考える会派はどの程度あるか。

賛成者挙手

【赤嶺委員長】 賛成多数である。かなり前から時間をかけ、良識の範囲内として運用しているにもかかわらず、良識の範囲を超えていたのではないかと思う会派があるから本提案が出ているのではないか。議会全体で一つの時間を運用すると考えれば、ある程度の基準を示した上で次の段階に進んでいく必要があるのではないか。ゆえに決を採りたい。

【布瀬委員】 それはおかしい。

【石田委員】 それはおかしい。

【布瀬委員】 従来より、全会一致でなければ取り下げるのではないか。

【石田委員】 決を採るのはあり得ない。

午前10時33分 休憩

午前10時55分 再開

【赤嶺委員長】 討論時間の変更は、各会派に持ち帰り、次回以降に再度協議したいが、よろしいか。

全員賛成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

次に、議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わないことについてはいかがか。

【石田委員】 出てきた討論に対し物申すなと言いたいのか。

【赤嶺委員長】 そのとおりである。議案に対しての討論のはずが、その前の賛成討論、反対討論に対する討論となっている事象が散見されるので、原点に返り、討論は議案に対し行うものとしたい。

【石田委員】 討論は議案に対するものなので、その発言は全部議案に対するものとなる。ゆえに、その間の討論で出てきた言葉も議案に対するものとなる。それに対して意見を述べるのは、前段の討論内容が議案から逸脱していない限り、議案のよしあしを説明する際、必要となる要素なのだから、それに制限をかけることはあり得ない。

【赤嶺委員】 後発討論は先発討論を聞いた上でその内容を引用したり、賛同したり、批判することも可能であるが、先発討論の場合は不可能であり、討論の在り方として不平等性が解消されない。

【石田委員】 平等性の観点から筋の通った意見ではあるが、それを理由に議員の発言を制限する解決策を取るのは間違っていると思う。複数挙手があった場合、事前に順番を決めておくような手法ならば平等性を担保できるのではないか。

【鳥渕委員】 本会議場での全議員の挙手の度合いは分からぬが、討論の際、最初から挙手せず、後段になって挙手するような議員が見受けられる。指名権は議長にあるが、例えば最初に反対討論を求められた際、他議員の様子を見つつ、挙手せずに次回以降の反対討論の求めに挙手するようなやり方はいかがなものか。他議員の討論を聞いた上で討論するのではなく、討論したい旨を最初から挙手により示し、その後、議長の指名に従い発言するやり方が平等なのではないか。2回目以降のタイミングで挙手し討論するのは、在り方としていかがなものか。

【布瀬委員】 議長から発言を求められた際、討論を希望する議員は一斉に挙手せよと言っているのか。

【鳥渕委員】 そのとおりである。

【布瀬委員】 そうせよと言われれば従うが、その手順をもって発言内容は制限しないとしているのか。

【鳥渕委員】 「議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わない」との文言はいかがなものか。ただし、発言したいのであれば、最初から一斉に挙手しておけば議長はその時点で討論の意思のある議員は誰なのか、判断できるので、その後、順番は議長が決めればよい。

【赤嶺委員】 発言を制限するものではない。原則は議案に対して意見を述べるものなので、発言の順番も含め、他の会派の討論に対して討論を行うことは討論として果たしてよいのか。

【石田委員】 鳥渕委員の発言は会派内でまとめた話ではなく、本日の話の流れから思い至った提案と思うので、会派内で落とし込んでから発言されたい。

本件協議は「討論に対する討論を行わない」に関しての是非であり、明らかに議員の発言内容に制限をかけるものなので反対である。

発言の順番等々を議長に一任するのはいかがなものか。議長は特定の会派に属する議員なので、立場上、都合のよい采配が可能となる。平等性の観点から疑義があるので、順番はあらかじめ決めておくべきである。

【赤嶺委員】 あらかじめ討論の順番を決めておけば、後発討論は先発討論からの引用や批判を行ってしかるべきと言っているのか。

【石田委員】 するも、しないも自由である。

【赤嶺委員】 自由か否かを聞いているのではなく、順番を決めた上で、後発討論は先発討論からの引用や批判も可としたいのか。

【石田委員】 討論は議案に対するものであり、議員が意見するのは当然である。ゆえに、後発討論での引用なり批判への拒否反応は気持ちの話であり、重視すべきは各議員がそれぞれの立場で議案に対し闊達な意見が述べられるような言論環境をつくることなので、その意味において「討論に対する討論は行わない」とする内容はもっと練り上げられてしかるべき提案と思う。

【赤嶺委員】 討論に対する意見を討論で積極的に言っていく環境をつくるべきと思っているのかどうか、問うている。

【石田委員】 言う、言わないは現行どおりでよいと思う。ただ、言えない状況をつくるのは議員の発言内容に対し議会が踏み込むことになるのでよろしくない。

【中村委員】 討論に対する討論は反論である。我々が日常聞く討論とは一般的にディスカッションを意味する議論を闘わせるものであるが、市議会における本会議や委員会での

討論とは、議案に対し賛成ないし反対する理由を述べ、両方聞いた上で他の議員、委員を含め賛否を判断するためのものなので、一般的な討論とは意味合いが違う。ゆえに、討論に対する討論はまさに反論となる。議会での討論は、2回目以降に討論に立つ人たちは反論権を持つが、最先発討論は反論する機会が与えられておらず、フェアでない。議会における討論は自分たちの賛成ないし反対の意見を表明し、いかに説得力のある意見をもって相手を賛成や反対に巻き込むかの機会の場なので、その性質上、ディスカッションのような相手の発言を批判し、自分の正当性を示すような在り方は本来似つかわしくない。

要は議員の発言内容を制限する云々ではなく、1番目だけ反論権を持たず、2番目以降は反論権を持つのは議会の運営上フェアでないから、皆がフェアであるために、討論とは議案に対する自分の意見を語るものとして整理すべきではないか。

【堀合委員】 討論の順番は後発が有利とするのは決めつけと思う。初めに討論するほうが有利な可能性もある。論点は、他者の討論に入っていたから、盛り込む、盛り込まないを決めるものではない。議案について、賛成か、反対かを決めた理由を説明する中で、あえて狙わざとも、他議員の討論内容が盛り込まれることは多分にある。多岐にわたる内容を盛り込んだ末、態度を決めた討論はいい討論だと思うし、しょっぱなからぐうの音も出ないような討論をすれば、後に続く討論がむなしく議場に響き渡るような状況も十分に起これり得るので、今の議論はあまり意味をなさないのではないか。

【堀口委員】 自らの意思を述べる際、仮に反対する側の議員ならば、賛成する側の意見も踏まえ反論するのは当たり前の事象と思う。特定の議員を名指しつつの反論は行き過ぎかもしれないが、他の議員の内容に触れつつの討論は不可と線引きすること自体難しいのではないか。

【中村委員】 同じ議案について話し合っているので、重複するような事象はあると思う。討論に対する討論は反論なので、有利か、不利かの話ではなく、フェアか、そうでないかの話であって、一部の議員だけが反論でき、反論できない議員がいるのはフェアではないのではないか。ゆえに、そのような討論は行うべきでないというのが我が会派の提案である。

【布瀬委員】 議案に対する討論に反論する必要がどこにあるのか。例えば一般質問での発言を議案の討論の際に引用した場合、既に原稿が用意されているならば、順番云々でなくとも、先発討論とかぶってしまう事象は多分にある。いろいろなパターンがあるのに、なぜあえて制限してしまうのかがよく分からない。

【中村委員】 議案に対する討論なので、反論する必要はない。同じ議案に対して討論しているのだから、内容的にかぶることがあるのは当然である。さらにそこで、相手の討論を引き合いに出し、それにかぶせて自分の討論をするやり方を指して「討論に対する討論は行わない」と提案している。

【石田委員】 議論の落としどころとして、名前を掲示しないこと、名指ししないこととしてはどうか。

【町田（浩）委員】 私が反対討論をした後、私が言っていないことまで取り上げ、討論し始めるような事態も起きたので、そのような討論はやめ、あくまでも議案に対する討論とするよう主張しているのが我が会派の提案である。

【石田委員】 当該議員は、断定ではなく、誤解されるのではないかと指摘したまでである。議事録を確認すれば分かると思うが、事実誤認と思うので指摘しておきたい。一方、名前を掲示しなければそのような事態にもなりづらいし、議歩案ないし落としどころになると思うので、可能であるならばこれで合意し、次へ進むのも一案と考える。

【中村委員】 もう一步譲歩できないか。名前こそ出さないが、明らかにその人だと分かるような発言も遠慮してもらえないか。

【石田委員】 議員の発言に対し、どこまでがマルで、どこからがバツなのかを議会が線引きするのは非常に難しいと思う。事前に原稿を用意しても、重複するような内容であれば直前であっても変更しなければいけないのかという議論になるので、線引きが非常に難しく、運用上の課題が多いと思う。ただ、名前に関しては明確に線引きできるし、ここで合意しても何ら課題は発生しないので、のめると思う。

【布瀬委員】 自分より前の発言内容を委員会でもなされていた場合、そちらを基に反論することもあり得るので、討論に対する討論ではないが、同じような内容になるパターンもあると思う。ゆえに、名前を出すことをやめる一点においては合意してもよい。

【鳥渕委員】 結果的にそのようになる。実態はともかく、私見では、多くの会派が賛成、反対討論をする場合、必ずとは言い切れないが、最初の求めには挙手せず、後を狙つて挙手し発言している。その中身は、自分より前に発言した反対、賛成討論の内容を、直接、間接はともかく、批判するような発言をしてしまうようなことが起きたのである。議長は特定の会派の代表かもしれないが、それを決めたのは議会であって、その議長に一任することは恣意的な采配には当てはまらない。全議員が選んだ議長が決めることなので、提案されているようなルールとしてもよいのではないか。

【石田委員】 同じような問題発言をしても、選ばれた議長により、呼び出される議員やそうでない議員がいるので、平等性を担保する趣旨で話を進めていくのであれば、議長は全議員が選んだのだからというパワーランではなく、制度化し、順番を決めて討論すればよいのではないか。ただ、一方で言論の自由を壊すような行いは厳に慎むべきである。

【鳥渕委員】 言論の自由を制限しているつもりはない。議案に対して討論を行いたいのであれば、正々堂々と最初から挙手すべきではないか。他の議員の討論を聞いてから、あえて後から討論するようなやり方はいかがなものかと問うている。

【石田委員】 後に市民等に突っ込まれても対応できるよう根拠や数字の裏づけを持った討論をすればよいのではないか。突っ込まれて困るような討論だから、指摘してほしくない意識が働くのではないか。私が先発で討論する立場ならしっかりと固めて行うつもりである。

【赤嶺委員】 討論は議案に対して行うべきものであり、誰かの討論に対して行うべきものではないという前提で議論している。2回目以降の討論しか持たない反論権をどのように平等に考えていくか。討論に対する討論の在り方を考える必要があるのではないかと思い、提案したものである。

【堀口委員】 そもそも討論は、意見を異にする議員に対しその理由を示し、自分と同じ立場に回ってもらうためのものなので、討論に対する討論とする明確な線引きは難しい。名指ししないとするならば、直接、間接にかかわらずそうすればよいだけであり、対立意見を論破するための内容にまで踏み込む制度をこの場で決めるのは危ういのではないか。

【中村委員】 だから、私は「明らかに」と申し上げた。名前は出さずとも、特定の議員を指すような発言は遠慮されたいと申している。

【石田委員】 先ほど私は軽はずみに「ただ、名前に関しては明確に線引きできるし、ここで合意しても何ら課題は発生しないので、のめると思う」と述べたが、非常に重大な案件を議論する際は、公の場で特定の議員を名指しして批判しなければいけない場合も出てくる。本件のような取決めは、社会的な正義、公の利益にかなう行為を不可とする可能性を秘めており、議員の発言権の観点からも問題があるので、名指しの件は前言撤回したい。努力規定なり紳士協定としての合意ならのめるものと改めたい。

【布瀬委員】 中村委員の発言は、提案内容に「明らかに」と追記するものと理解してよいか。

【中村委員】 今、石田委員から前言撤回する旨の意見表明があったので、追記する要素

もなくなってしまった。討論に対する討論は反論である。その反論権が、ある議員にはあり、ある議員にはない状態はフェアでないというのが原点なので、討論に対する反論はなしとしたかっただけである。

【布瀬委員】 討論の際、往々にして「会派を代表して」との枕言葉が用いられる。その場合、以降、同一会派の議員には討論する権利がないと理解してよいか。

【議事係長】 昭和62年の代表者会で決定された申合せ事項では、討論の代表制について、「本会議における討論については、一案件につき各会派1名の代表制により行う。同一案件に対し同一会派内での複数の討論は認めない。ただし、議長が特に認めた場合は補足討論は1名を限度に行うことができる」となっている。

【布瀬委員】 補足討論とはどのようなものか。

【議事係長】 特段の細かい取決めまではない。

【布瀬委員】 補足討論を行った事実はあるのか。

【議事係長】 承知している限り、平成20年以降は例がなく、それ以前も恐らくないのでは。

【布瀬委員】 会派を代表し討論した以降でも、もう一回、同会派から補足討論として挙手可能と理解してよいか。

【議事係長】 申合せ事項で、「議長が特に認めた場合は、補足討論は1名を限度に行うことができる」とある。

【石田委員】 現状、補足討論は全く活用されていないが、下手に議員の発言権の制限につながりかねないような曖昧な線引きをするよりも、既存のシステムを活用するほうがスマートなのではないか。

【中村委員】 となれば、本件も議長が補足討論を認める基準が明記されていないので、議長一任となる。つまりは、討論に対する討論なのか否かも議長の判断に任せることになるのだから、討論に対する討論は行わないと決めたところで実務的に大きな問題はないのではないか。

【鳥渕委員】 例えば討論も通告制にし、順番もくじ引で決めておくのであれば平等であるし、討論に対する討論云々の話にはならないのではないか。

【布瀬委員】 討論が通告制となれば当日の討論の追加はできなくなってしまうのではないか。

中村委員は最先発討論には反論権がない点を指摘していたので、それを補足討論という

形で補えるのであれば、あえてルールをつくる必要もないのではないか。

【中村委員】 最先発討論だけが反論権がないわけではない。

【布瀬委員】 2番目以降の討論にもあり得る事象であるが、往々にして最先発討論に当てはまるものであるし、議長判断でこそあれ、それに関しては補足討論でカバーできるのではないか。

【赤嶺委員】 そもそも何を補足するための討論なのか、確認した上で補足討論を活用するのならよいが、その意味も分からぬ段階で活用を図る議論をするのは早いのではないか。

【中村委員】 反論権がないのは1番目だけでなく、2番目以降も該当するので、後になればなるほどいろいろな反論ができてしまう。補足討論は議長判断により認めることになるので、挙手があった場合、本会議を休憩し、議長が補足討論に足り得ると判断すれば、再開後、補足討論を認めることとなるが、討論に対する討論が補足討論になるのか否かも整理されていない。基本に立ち返り、討論があくまでも議案に対するものであることは皆が納得しているので、討論に対する討論であったとしても、議案の討論と認められればそれは討論となるのではないか。

【布瀬委員】 となれば、ルールをつくる必要はないのではないか。

【中村委員】 だからこそ「議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わない」としても特段問題はないのではないか。

【石田委員】 議案に対する討論は議案という円の中で行わなければならず、それに対する言及は当然議案の円の中の話となる。発言できない分野をつくってはならないし、その線引きは大変難しい。議案審議の中では名指しをもってただすことも重要であるし、議員は発言に責任を持たなければいけないので、仮に指摘を受けたとしても、しっかり備えておきさえすればよいのではないか。

また、めったにない話ではあるが、議案に対する賛否の意思を固めて討論に臨んだにもかかわらず、他の議員の討論を聞くにつけ変化することもあり得る。それが討論の意味だと思っているので、その在り方を否定するようなルール決めはあってはならない。

【赤嶺委員】 石田委員からの討論は議案という円の中で行う云々の話は、見方によって違ってくる。議案であれば何を話しても自由であるし、会派の意見はしっかり言うべきである。また、様々な意見に対し、自分の立場や意見を述べるのは構わないが、先発討論を基にした討論は駄目と申している。それが反論のていを取るならば後発討論ほど有利とな

り、先であればあるほど言えなくなり、不利になる。

【西田委員】 議会における討論は、議論を交わし合うことではなく、賛否の理由を述べることにより、自分の意見への賛成なり同調を他の議員に求めることにある。本定義をしつかり認識すれば、先発討論を引用するような発言にはなり得ない。討論に臨む議員はある程度賛否を決めて臨席しているのだから、その場で賛否の意思が揺らぐのは考えが足りていないのではないか。

【中村委員】 石田委員の言う議案という円の中身は私の認識と違うので指摘しておきたい。石田委員は、議案という円の中にそれに対する討論も含まれる旨、発言されたが、討論は議案という円の中には入っていない。あくまでも提出されたものが議案と考える。討論は議案に対する一意見であり、その内容が議案に含まれることはない。あくまでも討論対象は提案された議案であって、討論のたびにその内容が議案に含まれ、都度内容が変わるものではない。意見は議案の周りにあるものなので、周りにある意見とともに議案をしつかり認識して、最終的に議案に対する賛否を述べるのが議員の仕事であって、議案は討論を重ねることにより中身が変質するものではない。

【石田委員】 私は全然意味が分からぬ。

【中村委員】 最初に提案されたものが議案であり、内容が途中で変わることはない。ゆえに、討論の内容が加わり、新しい議案となることはない。議案自体は不変である。

【金原副委員長】 石田委員は議案という円の中に討論も入ると言うがそうではない。議案というてんびんがあり、賛否の多寡により採決するのが議案である。

【赤嶺委員長】 本会議の発言等の整理の「討論は10分以内とし、議案に対する討論のみを行い、討論に対する討論は行わない」の部分も各会派に持ち帰りとし、次回以降に再度協議したいが、よろしいか。

全員賛成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

14番、再質問の回数制限について虹の会より説明されたい。

【石田委員】 一問一答の議論は飛躍的に進んだが、現行制度はしばらく続くと考えるので、しつかり議論が深められるように、制限時間内であれば再質問は「4回までよしとする」としてほしい。一問一答の運用までは現行制度のままとする旨も含め、委員各位の意

見を聴取されたい。

【西田委員】 話合い自体を一問一答にシフトすべきである。本件協議に時間を費やすぐらいなら、一問一答方式の細部の協議に時間を割きたい。

【石田委員】 納得できたので、本件は取り下げる。新制度の運用までは自分なりに工夫して質問していきたい。

【赤嶺委員長】 「一般質問最後の質問後に登壇して意見を述べることを認める」件はいかががか。

【石田委員】 現行の一般質問は大項目ないし中項目ごと、2回までの登壇が認められているが、大項目1、2とあった場合、大項目1として質問し、答弁の後、再質問、意見をしつつ、次の質問をするやり方では、3回目の登壇は大項目2の質問をする前段で前の答弁に対して意見を述べるような体裁となっている。ただ、このパターンの場合、最後の質問の際、前段で2回の登壇を使い切っており、その後の質問がないため登壇不可となる。つまりどのような答弁がされようとも、意見で締めくくることができず、議会の立場としてもったいない。最後の質問に関しては、議員自身で締めくくりをするほうがきれいなのではないか。本件はできる規定で進めていければと思うが、いかががか。

【堀合委員】 私的には大いにありである。過去、議会運営委員会でそのような運用はできない旨の議論がなされていたが、そもそも現行の規定を読み込めばできない運用ではないと考えるので、本件には賛成である。

【赤嶺委員長】 現行規定ではなぜ一般質問最後の質問後に登壇できないのか、説明できるか。

【議事係長】 大和市議会会議規則第55条、質疑の回数では、質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができないと規定されている。以前の一般質問は一括で行い、その後、1回の登壇であった。それが議会改革の流れの中から、大項目ごとであったり、中項目ごとで2回という運用となっている。

「一般質問最後の質問後に登壇して意見を述べることを認める」件について、議会運営委員会での確認事項では、会議規則第61条の一般質問と第63条の準用規定で準用する第55条の質疑の回数の規定内容から、質問の中に意見、要望だけを発言することも含むとし、項目別で区切って質問した場合の最後の質問項目の登壇回数は意見、要望だけを発言することを含め2回までとする運用を継続することが令和6年2月19日に確認されている。

【西田委員】 本件は、質問の構成を考える議員側の工夫でどうとでもなるので、現行規定の運用で柔軟に対応できる。

【赤嶺委員長】 再質問があるならば、前段に持ってくることで再度登壇の機会を自分で確保できるとの趣旨か。

【西田委員】 そのとおりである。

【堀口委員】 確かに自分で質問の構成を工夫すれば解決する話かもしれないが、意図していない答弁が返ってきたときは突発的に再質問せざるを得ない事態が起きることもなきにしもあらずなのではないか。ただ今後、一問一答になった場合は回数制限がなくなるので、時間内の範囲であれば、最後の登壇の件は解消できるのではないか。

【西田委員】 一問一答方式の導入を前提に話をするのなら、現行方式について議論を深めるよりも、生産性の意味から、一問一答ありきで協議し、導入までは現行のまま、質問の構成を工夫すればよいのではないか。

【布瀬委員】 一問一答方式の導入に向けた進捗状況はどうなっているか。

【赤嶺委員長】 反問権、一問一答に関しては、本委員会にて一定の結論を出しているので、事務局を通し市側と調整を図っているが、現段階でどこまでのレベルに達しているかはお伝えできない。

【布瀬委員】 委員長の見通しでも、いつぐらいから始められるかは全く未定と理解してよいか。

【赤嶺委員長】 準備が整えば可能な限り早く実施したいと考えるが、行政とも調整を図らねばならないし、一問一答の運用の議論は議会運営委員会でもまだスタートしていないので、しっかり議論を詰め、調整を行った上で導入していく必要があるが、現時点でいつから運用を開始すると明確にお伝えすることは難しい。

【石田委員】 無理強いするものではないが、一問一答の件は全会一致しているのだから、現行規定の2回登壇に縛られず、最後に議員が意見を述べて締めくくることは議会全体の底上げになるので、ぜひ合意されたい。ただ、特段の行わないほうがよい理由があれば無理強いはしない。

【布瀬委員】 今後、一問一答が始まても質問方法は選択制なので、質問後に要望なり意見を述べられる機会はあったほうがよいと思う。本件には賛成したい。

【堀合委員】 そもそも意見、要望も質問の中に含むとした根拠はあるか。

【議事係長】 一般質問は、議長が議員に質問を許可する前提の上に成り立っている。そ

の上で意見、要望のみで終わる場合もあるが、議長の発言許可は2回とする旨、確認済みである。

【堀合委員】 確認済みの事項が実態と乖離している点は指摘せざるを得ない。最後の登壇は大抵意見、要望を述べるのみで終了しているのに、なぜ再質問だけのときは登壇が許可されないのかの合理的な説明がないのはなぜか。

【議事係長】 令和6年2月19日の議会運営委員会において、意見、要望だけの発言も質問の中に含む旨、委員により確認されている。

【堀合委員】 質問の中に意見、要望も含まれる旨の解釈が実態と明らかに乖離しているし、合理的な説明がなされていない点は指摘せざるを得ない。特段の答弁を求めるわけではないが、言及しておきたい。

【石田委員】 令和6年2月19日の議会運営委員会での合意事項は、大木市政時代のものである。回数を制限すること自体、いかがなものかと問われる中、柔軟で分かりやすい議論ができるよう、一問一答方式の導入が全会一致を見ているのだから、現行の運用においても、時間内であれば、最後の再質問後であってもしっかりと意見できるよう規定するだけで、より闊達な議論が可能になると思う。

【堀口委員】 一問一答方式移行後の質問方法は選択制となることを失念していた。そうであれば、本件内容も含め設定しておいてはいかがか。

【赤嶺委員長】 本件も協議内容を各会派に持ち帰った上、再度検討いただき、次回以降に結論を出したいが、よろしいか。

全員賛成

【赤嶺委員長】 それでは、そのように決定する。

再度確認する。56番、討論事項の変更、9番、討論に対する討論を含む発言の整理、14番、最後の登壇を含む再質問の回数制限に関しては、本日の協議内容を各会派に持ち帰った上、再度協議いただき、次回以降の会議に臨まれたい。

日程2 次回の日程について

【赤嶺委員長】 次回の日程は、11月6日（木）午前10時からとしたい。協議事項は

本日持ち帰る分と資料1の項目17番以降である。

【堀口委員】 一定合意を得られた協議事項がどこまで進捗しているのかが見えず、もやもやしているので、情報見える化し、共有できるよう正副委員長で検討されたい。

【赤嶺委員長】 これまで決定した協議事項の進捗状況を委員各位に伝えることができるよう資料を作成し、次回以降、お示ししたい。

【石田委員】 議会改革として進めていく旨、決定した事項には、そのまま棚上げになっているものも多々あるので、具体的に進めていかなければならぬ。最終年度は議会基本条例の検証を行わなければいけないので、決まったものを具体的に実行していくためのタームをどこかでつくるなければと考えるが、委員長として何か具体的にイメージしているか。

【赤嶺委員長】 具体的に進めるためまでの決定は行っている。とはいえた、相手がいること、調整が必要なことがあるので、そこまではスピード感を持って決定し、次の段階に進めており、決定したもの全てが今同時並行的に進んでいる。ただ、そのタイミングはそれぞれ違う。例えば倫理規定は市側と調整も進んでいるし、条例化も委員各位の合意を得ていて、進めていく上での文言整理等も行われている。その他、ユーチューブの委員会導入についても、その設備について議会事務局で検討されている。堀口委員からの質疑にもあったが、これまで決定した協議事項がどの程度進んでいるか、どういう段階にあるのかは今後お示ししていきたい。決定後、即実施できるものばかりであればよいが、そうでないものもあるので、委員各位に進捗状況をお示しつつ、進めていければと考える。

【石田委員】 限られたリソースでやるべきことを拡大していくことも一つの方法論と考える。私は今の顔ぶれで決めたことをこの顔ぶれのまま実施まで持っていきたい。相手があるものに関しては選ばなければいけないが、残り1年少々のリソース配分は非常にと思う。進捗状況を見ながらだとは思うが、即進められるものとそうでないものをしっかりと仕分けし、できるものは前向きに進められたい。

【赤嶺委員長】 その点は委員各位にもお願いしたい。積み残しは山積している。議会基本条例の検証も任期中に完了できるよう、時間配分も含めて検討していきたい。

午後0時10分 閉会